

内部留保課税の是非

識者 評論

先般の衆院選において話題を呼んだ「企業に対する内部留保課税」の導入検討に対し、各方面から批判の声が上がっている。しかし、企業による投資の促進や増配により高い経済効果が期待できるとの見方もある。金融庁も、企業統治改革の会議で内部留保を活用するための指針を策定することになった。

内部留保課税は、企業が稼いだ毎年の最終的な利益から、法人税や株主への配当および設備投資を支払ったあとに残る社内に蓄積した利益剰余金に課税する制度である。財務省の統計によると、2016年度の企業の利益剰余金はおよそ400兆円

神奈川大学法学部教授

葭田 英人



古くて新しいテーマ

内部留保を研究開発や設備投資などに使用すれば、利益を上げるために使用されるのなら、そのために充てるべきであるが、差し当たって使い道がないのであれば株主に配当したり、従業員の給与に充てたりすべきである。一方、企業の存続や雇用の

設備投資や海外投資がされているのであり、内部留保課税によつてかえって投資が妨げられてしまう。また、法人税を課税した後再び課税することは、重課税に当たる。さらに、課税強化すれば国際競争力が低下し、企業の海外流出につながりかねないという批判がある。

また、内部留保課税は、将来の投資にシジョンがなく、目的のない内部留保による租税回避を防止、正当に活用されなかった減税分を取り戻し、効率的に再配分し、企業の成長や経済の発展を促進するものである。しかし、アメリカの留保金課税制度のように、合理的な範囲

の内部留保については課税しない制度とする必要がある。ただし、合理的な留保であるかどうかの基準は、業種や個々の企業によつて異なることから一概に適正なものを決めることはできない。したがって、個々の企業が必要を超えた内部留保でないことを証拠により立証する必要があり、合理的な範囲の内部留保の判

安定のためなど、何かあったときのために社内に内部留保しておくことも十分正当化される理由である。

本来、内部留保の使い道は、私的自治の原則によりあくまで企業自身が決めることであつて、国や政府が内部留保課税の手段により介入すべきではない。経済界からも、内部留保は過去の利益の累積値にすぎず、

しかし、企業の内部留保の増加は、給与の抑制や低賃金の非正規雇用の拡大など広い意味での企業の労働分配の抑制や社会保険料負担の減少および法人税減税により生じた余剰資金が、配当、設備投資、雇用、賃上げなどに向けられることなく企業内に留保されたものであり、企業の活性化や日本経済の発展につながるものではない。

断基準については、必要な運転資金、適切な配当・設備投資・研究開発費、国内外の企業の合併・買収(M&A)などの原資として、正当で有益な内部留保であることを証明したものであることを、内部留保課税の対象金額から差し引き、課税対象とならないものとすべきである。個々の事情を考慮した公平性を担保した制度とする必要がある。

特に問題となるのは、企業が保有している現預金の多さである。内部留保課税は、内部留保を配当や成長投資に振り向ける一定の効果はある。古くて新しいテーマである内部留保課税の是非を再検討する必要がある。

◇
よしだ・ひでこ 1952年生まれ。筑波大学大学院修了。専門は会社法・税法・信託法。事業承継法制。近著に「基本がわかる会社法―合同会社の法制度と税制」など。